

小樽商科大学 課外活動時のルール（屋外・屋内共通）

1. 課外活動を行うにあたっては、「小樽商科大学 サークル活動承認願」及び「サークル活動承認願に係る活動参加者名簿」に課外活動の実施日時・参加者氏名等を明記の上、必ず3日前（土日祝除く）までに学生支援課に提出すること。（学外施設を利用する場合も同様）提出の無いものについては、ネット上での活動以外は認めない。活動を認める場所・人数・時間等の条件は次のとおりとし、学内施設の希望日時が重複した場合は、大学または学生自治会が調整する。
 - (1) 小樽キャンパス構内（屋外に限る）、大学会館多目的室、サークル会館、グラウンド、テニスコート、第一体育館（アリーナ、ウォーキングトラック、武道場、更衣室、トイレ）、第二体育館（トレーニング室）、弓道場、ヨット艇庫、ボート艇庫、その他大学が認めた場所での活動であること
 - (2) 屋内施設においては1グループ10名程度（第二体育館トレーニング室においては5名以内）、屋外施設においては1グループ25名を限度とし、活動場所の広さに応じて距離を保てる必要最低限の人数の範囲内での活動であること（構成員は本学公認サークル所属学生及び当該サークルの顧問教員に限る。利用施設によっては更に人数を制限する場合がある。）
 - (3) 活動時間は消毒や換気の時間、入退管理のためのチェックの時間も含め原則2時間以内であること（1時間30分の活動と30分の清掃・消毒及び換気）
 - (4) 必要事項の届出を確実に行之い参加者全員が本ルールを遵守して活動すること
2. 以下の事項に該当する参加者は、自主的に活動への参加・施設の利用を見合わせる（利用当日に、代表者が責任をもって参加者全員に書面等で確認を行うこと。体調不良者等には参加の見合わせを求め、くれぐれも活動への参加を強制することがないようにすること。）
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
3. マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
4. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること（体育館には消毒用ハンドジェル設置済み）
5. 物品・器具等を使用して活動を行う場合は、活動開始前・活動終了後に、利用者の責任において、使用する物品・器具等の消毒を確実に行うこと
6. 屋内施設の場合はこまめに換気すること（30分に1回以上、1回あたり数分換気

を行うこと)

7. 十分な距離の確保

- ☐ 感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（感染予防の観点からは、少なくとも 2 m、短時間でも 1 m 以上）を空けることが望ましい
- ☐ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ☐ マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすること

(※) 熱中症防止のため、屋外では、人との距離が 2 メートル以上ある場合、気温や湿度等の状況に応じてマスクを外すこと。また、マスクをしている場合はなるべく激しい運動を避け、こまめに水分を補給すること。

8. 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。ただし、ウォーキングトラックにおいては、前後 10m の間隔をあけること。それ以外の発声を伴う活動（歌う、演劇など）においても、距離を確保した上で対面にならないようにすること。

9. 運動・スポーツ等の活動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

10. タオルは各自持参し、共用はしないこと

11. 水分補給をする際は、周囲に人がいる場合、なるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

12. 口や飛沫が触れる物を複数人で使い回さないこと

- ☐ 水筒やペットボトル等は各自で持参し、複数人での回し飲みはしないこと
- ☐ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること
- ☐ マイクを使う場合は共用を避け、使用者ごとに消毒すること
- ☐ 直接口が触れる楽器は共用をしないこと

13. 更衣室は閉鎖空間となるため、使用はできる限り行わない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ること。

- ☐ 可能な限り、一人ずつの使用とすること
- ☐ 複数の者が使用する場合は、マスクを着用のうえ、人との距離を確保し、会話せず短時間で利用を終えること
- ☐ ビニール袋を持参し、着替えを椅子等には置かず、袋に入れて移動すること

(※) ロッカー及びシャワー室は使用禁止

14. 当分の間、他者と対面する形での大声での発生や声援、歌唱等を伴う活動は行わないこと
15. 宿泊を伴う活動(ゼミ合宿を含む)については、条件付きで許可する場合がある。
複数人での会食・飲食については、引き続き禁止とする。
16. 活動後2週間以内に活動参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大学に対し、「学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」に基づき速やかに濃厚接触者の有無等について報告するとともに、大学から指示があるまでの間、活動を中止すること

なお、活動時・施設利用時に上記の全てまたは一部の事項の遵守がなされず、感染防止策が十分講じられていないと大学が判断した場合、学内施設利用禁止や活動停止等の処分がなされる可能性があるので、十分注意すること。

また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、再度活動の中止を求める場合がある。